

# 新年度予算が成立



発行所 沖繩県軍用地等  
地主連合会  
那覇市久米2丁目7の3  
発行人 松茂良興 辰  
電話 (098)868-6270  
FAX (098)863-0047



第65回定期総会開催通知  
日時 平成13年5月25日(金)  
午後3時  
場所 宜野湾市農会館  
議長 平成12年度財務部長  
副議長 平成12年度軍用地等  
貸付料の増徴措置要  
請(案)について

## 沖繩振興新法対策に全力

### 創立50周年記念事業検討委員会を設置

沖繩県軍用地等地主連合会第六十四回定期総会は、三月二十八日那覇市の沖繩県青年会館において開催されました。会長から提案された平成十三年度事業計画案及び平成十三年度一般会計収支予算案や特別会計収支予算案(四件)を原案通り全会一致で可決しました。特に事業計画においては、「創立五十周年記念事業検討委員会」の設置が注目を集めています。土地連は、平成十五年六月十六日に創立五十周年を迎えることから、委員会においては、①記念式典・祝賀会について②記念刊行物の発行について③会館建設について等、具体的な協議に入ることとしています。そして、組織の継承、事業の充実、人材育成等を強固なものとするを目的としています。



平成13年度事業計画(案)、収支予算(案)に見入る代議員の皆さん=3月28日

平成十三年度収支予算案に於いては、公益法人会計基準に準じると同時に、「軍転特法」見直し問題対策や沖繩振興新法の制定と補償並びに跡地利用問題として取り組んでいく必要がある。現在、国及び県は直接生活に影響を及ぼすため、引き続き重要な課題として取り組んでいく必要がある。現在、国及び県は直接生活に影響を及ぼすため、引き続き重要な課題として取り組んでいく必要がある。現在、国及び県は直接生活に影響を及ぼすため、引き続き重要な課題として取り組んでいく必要がある。

**収支予算規模は**  
一般会計 一億七、二七六、六千円  
特別会計 七、三五五、四八三、三万円

位置付け、軍用地の返還を積極的に進めている。軍用地等関係地主にとって返還は直接生活に影響を及ぼすため、引き続き重要な課題として取り組んでいく必要がある。現在、国及び県は直接生活に影響を及ぼすため、引き続き重要な課題として取り組んでいく必要がある。

平成13年度収支予算総括表 単位：千円

会 計 別	平成13年度当初予算	平成12年度当初予算	増 減 額
一 般 会 計	176,276	184,307	△8,031
特 別 会 計	73,554,830	70,912,239	2,642,591
共 済 事 業 特 別 会 計	46,019	40,685	5,334
居 所 不 明 事 業 特 別 会 計	23,285	17,849	5,436
軍 用 地 等 貸 借 契 約 事 務 受 託 事 業 会 計	73,482,470	70,850,552	2,631,918
会 館 運 営 特 別 会 計	3,056	3,153	△97
一 般 ・ 特 別 会 計 合 計	73,731,106	71,096,546	2,634,560

### 新たな貸付料問題に対処

平成四年五月をもって貸借契約の期限(二十年)が満了する際、更新契約の締結に同意する前提案として、軍用地等貸付料について総額九百八十八億六千五百円の実現措置を要請してきた経緯があります。平成十三年度分、その措置が十五・九%の段階にきたこともあり、調査の貸付料要求根拠等の調査、審議を必要とするというところで、「提供用地借料対策検討委員会」の設置と

### 予算編成方針

公益法人は、股目の目的達成のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、原則として公益法人会計基準に便し適切な会計処理を行うことを指導しています。

その指導を遵守するために会計処理を整備し、内部計算を積みあげてきました。そして、公益法人会計基準の一般原則である①真实性の原則②算準性の原則③正規の簿記の原則④明確性の原則⑤統制性の原則を、追及及び編成しました。

特に社団法人においては、設立目的を達成するために必要な事業活動を遂行するために必要な収入及び経費の運用収入は必須の現行の受け付けること、現行の収入を費入率(千分の二以内)を維持することとしました。その結果、一般会計総収入千六千四百八十八万六千四百八十八円、費入率は八・八%と確保しました。

四、現行事業(特別事業)の充実、強化について

- (1) 共済事業の推進並びに受益負担の充実
- (2) 軍用地等の財産管理土地(所有居所不明土地)について所有権者の確認調査
- (3) 貸借契約事務受託事業の充実・強化
- (4) 組織の充実、強化対策

五、組織の充実、強化について

- (1) 会員の意思統一と団結による組織の充実・強化
- (2) 事務の充実・強化(事務規定の見直し及び事務の合理化、効率化を追求する)
- (3) 各地主会事務局との交流等の強化
- (4) 創立五十周年記念事業検討委員会」の設置

二、刊行物の発行等について

- (1) 土地連会報の発行
- (2) 発行は定期及び臨時
- (3) 発行部数、約三万部

三、関連刊行物の発行並びにインターネット・ホームページ作成による広報活動

三、公益法人指導監督基準の運用指針対策並びに実務指針対策について

- (1) 財務及び会計の適切な処理に関する調査研究
- (2) 情報公開に関する対応並びに調査研究

二、数多くの新規事業がスタート

- (1) 政策要求事業について
  - ① 貸借契約の更新(二十年)
  - ② 沖繩振興新法対策検討委員会
  - ③ 平成十四年度貸付料増額
- (2) 提供用地借料対策検討委員会
- (3) 貸付料要求根拠等の調査、審議を必要とするというところで、「提供用地借料対策検討委員会」の設置と

# 沖縄借料に満額の849億円

## 防衛施設庁

# 平成十三年政府予算は1788億円

平成十三年政府予算案は三月二十六日の参院本会議で、自民、公明、保守の与党二党の賛成多数で可決成立しました。予算案の一般会計総額は八兆六千五百二十四億円で前年度当初予算比で二・七％減少、当初予算としては六年ぶりの減額となっています。政策的経費に充てる一般歳出は前年度当初予算比一・二％増の四兆八千八百八十九億円で過去最大にのぼっています。一方、防衛施設庁予算の沖縄関係経費は前年とほぼ同額の一千七百八十七億九千九百九十九万九千九百九十九円となり、うち米軍用地の借料は対前年度比三・三％増の八百四十八億六千九百九十九万九千九百九十九円となっています。

## 沖繩借料重視の姿勢 防衛庁長官から満額回答

平成十二年八月二日、屋良会長ら全役員は防衛施設庁に大森敬治長官をはじめ関係者を訪ね、平成十三年度軍用地等賃料の増額措置として、八百五十五億八千九百九十九円を予算化するよう要請しました。

それに対し、防衛施設庁は「平成十三年度予算概算要求の沖繩借料は、地価の上昇が純化又は下落している状況から、借料予算の大幅な増額は厳しい情勢ではあるものの、土地連がこれまで国の施策に協力して頂いたことを配慮し引き続き、当庁の最重点施策と位置付け、対前年度比一・七五％増の八百二十五億円(約十四億円増)を何とか確保できる見通しが得られたところである」という説明に終始しました。その後には、八月十一日に閣議決定された平成十三年度予算概算要求基準において、防衛関係は、人件費を除き前年度当初予算と同額とするという国の厳しい財政事情下における基本方針が影響したのと思われました。

八月十二日、平成十三年度政府予算防衛庁概算要求の機に屋良会長ら三役が上京、県選出与党の衆議院議員はじめ、関係者や自民民主党を訪ねて、借料予算の増額について精力的な要請活動を展開しました。

その結果、大森敬治防衛施設庁長官から「沖繩における借料については、従来から増額に努めておりますが、平成十三年度概算要求に当たっても、地価騰貴、周辺の開発状況等を勘案の上、対前年度比三・三％増(約二十七億円増)の総額約八百四十九億円の要求を行うこととしております」という、回答を得るに至りました。

## 防衛施設庁 沖繩関係借料経費

区 分	平成13年度			
	予算額(A)	要求額(B)	予算額(C)	増額(C)-A
沖繩借料	821	855	849	27
沖繩借料 沖率(%)		3.5	3.3	

政府は十二月四日、平成十三年度予算編成の日程に関して、大蔵原案を二十日に各首府に示す方針を固めました。

大蔵原案内示を重視し十二月十九日夕方に上京した屋良会長ら三役は翌二十日には防衛施設庁を訪ね、借料予算の概算要求額を満額確保するよう改めて強く要請。吉報を期待してホテルで待機することにしました。

十二月十二日午後四時十五分、連絡を受け、屋良会長ら三役は防衛施設庁長官室へ。斎藤斗志二防衛庁長官から次のとおり借料についての公式回答を受けました。

「沖繩における借料については、対前年度比三・三％増(約二十七億円増)の総額約八百四十九億円の要求において認められ内示の

## 議 決 防衛施設庁の対応に注文 地権者との信頼関係を憂慮

三月二十八日開かれた第三十四回定期総会で、「駐留軍用地の返還等に伴う特別措置に関する要請決議」が全会一致で採択されました。定期総会で政府に対する要請決議が取り扱われるのは異例の措置となっています。

その後には、閣議決定された「駐留軍用地の返還等に関する要請決議」に基づいて、跡地対策協議会や跡地対策

平成十三年度防衛施設庁予算 (単位:百万円)

区 分	平成12年度 予算額	平成13年度 予算要求額	対前年度 増減額	対前年度 増減率
基地周辺対策費	146,274	147,962	1,688	1.2
在日米軍駐留経費負担	275,458	257,307	18,151	△ 6.6
施設借料・補償経費等	131,953	136,745	4,791	△ 3.6
人件費	31,438	31,033	△ 406	△ 1.3
合 計	585,124	573,047	△12,078	△ 2.1



平成十三年度軍用地料増額を大森敬治防衛施設庁長官に要請する屋良会長ら要請団一行

その内示は、現下の厳しい財政事情の下、概算要求を満額確保しないこととなりました。

その結果、沖繩借料重視の姿勢が引き続き配慮されたことになり、防衛施設庁予算で前年度とほぼ同額の

一千七百八十七億九千九百九十九万九千九百九十九円のうち米軍用地などの借料は同三・三％増の八百四十八億六千九百九十九万九千九百九十九円、基地内働く日本人従業員の給与と日本人従業員の給与との差の四百八十八億円、米軍の隊舎の建設工事費など二百十億円の整備費及び学校や住宅などの防音工事費百九十二億円、漁業者への補償金等四十四億円となっている。

その行為は、法治国家として容認されるものではなく、かつ、日米安保体制の中で、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する目的で、賃借人の国土の間にあって、土地建物等の賃貸借契約に依拠している地権者との信頼関係を根幹から揺るがす重大な問題であると指摘。改めて不退却の決意で、「軍転特法」(見直し問題)に臨むことにしました。

決議文は、「沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(「軍転特法」に係る措置として、(1)給付金支給期間は、当該土地から使用、収益が得られるまで延長し、(2)の返還日については、当該土地所有者等が「当該土地の引き渡しを受けた日」とすることを明示すること

が採択されましたが、その要請決議書を関係省庁や政党等に手交するため、屋良政信会長ら三役が上京することになりました。

日程は、四月九日から十二日までの四日間の予定となっています。要請決議文の手交先には、「軍転特法」適用第一号として注目され、平成七年十一月に全面返還された恩納通所(施設面積六十三ヘクタール)は、いまもく、跡地利用事業計画が宙に浮いたままの状態にあり、関係地主の生活圏や財産権の面から多大な影響を及ぼしていること。その上、跡地利用事業計画の中断の原因となったポリ塩化ビフェニル(PCB)や水銀などを含んだ汚泥約百二十トン(ドラム缶六百九十四本)が航空自衛隊恩納分屯基地内で仮保管されていること。さらには「軍転特法」の不備面及び運用手続き面の法制に起因していることは全県民が承知していることでもあります。正に基地周辺の住民の生活環境等の整備を怠った政府の責任は重かつたであることを指摘し、反省を求めたいとしています。

特に、「軍転特法」の失効が平成十四年六月九日となつてのことから、恩納通所近辺跡地の搬送路まいために、機会あるごとに防衛施設庁等には、「軍転特法」の見直しを要請してまいりました。しかし、あらゆる努力をほらしたところ、いまだに進展は見えず、出せないことによる遺憾の意を表明し、要請決議書を手交するまでの経緯を説明し、土地連の経緯を真摯に受け止め、政府全体として十分かつ、適切な措置を講ずるよう強く求めることにしています。

## 決議文換え再度の訴え 三役が上京

三月二十八日開かれた第三十四回定期総会で、「駐留軍用地の返還等に伴う特別措置に関する要請決議

# 基地跡地や「国民的課題」 周辺地域整備等は

## 新しい振計

# 基地の整理跡地利用の促進

## 振興施策展開の柱に

沖縄県は三月二十一日、「新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方(案)」をまとめた。この考え方は今後、沖縄振興新法の制度及び沖縄振興新計画の策定に当たってのたたき台になり、土地連として特に注目すべき。土地連として特に注目すべき。土地連として特に注目すべき。

「沖縄振興施策の展開」の柱の中で、基地跡地や「国民的課題」として位置づけられた。沖縄振興の将来を見据え、沖縄振興開発審議会等における調査検討を促す見守りしていきたいものです。

### 県土構造の再編

我が国及びアジア、太平洋地域の平和と安定にとつて重要な役割を果たしている日米安保体制の中で、今なお本県に所在する広大な米軍施設、区域の存在は、地域住民の日常生活や自然環境に様々な影響を及ぼしているほか、本県の振興開発等を進める上で大きな制約となつているなど、県民は本県に比べ大きな基地負担を背負っている。

このため、県民の過重な基地負担の軽減が強く求められており、その整理縮小を進めるとともに、基地跡地及びその周辺地域整備等については、

①活力みなぎる産業が展開する社会づくり  
②アジア・太平洋地域との交流・協力が活発化する社会づくり  
③豊かな自然と生活環境が調和した社会づくり  
④誰がやかたれでも安心して暮らせる社会づくり  
⑤基地の整理縮小と基地跡地利用による県土構造の再編  
⑥時代を担う人づくり  
⑦持続的発展の基盤づくり  
⑧個性を発揮し雇員・過疎地域が活性化される社会づくり

【圏域別振興】  
北部・中部・南部・宮古・八重山圏域毎の振興方向

ポスト3次振計	
名称	新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方
計画期間	2002年度から2011年度(県想定)
計画の目標	①自立に向けた持続的発展 ②世界に開かれた交流・協力拠点の形成
施策の展開	「平和で安らぎと活力のある沖縄県」
	①活力みなぎる産業が展開する社会づくり ②アジア・太平洋地域との交流・協力が活発化する社会づくり ③豊かな自然と生活環境が調和した社会づくり ④誰がやかたれでも安心して暮らせる社会づくり ⑤基地の整理縮小と基地跡地利用による県土構造の再編 ⑥時代を担う人づくり ⑦持続的発展の基盤づくり ⑧個性を発揮し雇員・過疎地域が活性化される社会づくり

このため、普天間飛行場のような都市的利用が想定される返還跡地については、広域的な視点に立ち、広域関連施設の整備の導入や企業の立地を促進するなど、本県の自立した発展や地域特性を生かした持続可能な発展を目指し整備する。また、農漁業補助飛行場のような地域や、北部訓練場の想定される地域等については、それぞれの地域特性を生かした利用を図るなど、返還跡地の有効利用により県域全体の均衡ある発展を目指す。このような返還跡地の円滑かつ的確な利用・再開発による県土構造の再編を図るためには、国、県、関係市町村相互の協力連携により跡地利用計画を策定し、その具体化を促進する。このため、行財政上の措置を含めた取り組みに関する方針の策定、迅速かつ的確に跡地再開発を推進する事業執行体制の明確化や業務の特任人材や事業資金などの優先配分措置を講ずること大等、措置を講ずること

## 知事表明 新たな法整備を 返還跡地利用の促進



稲嶺恵一知事

平成十三年二月十六日、平成十三年第二次沖縄県議会(定例会)が開会されました。稲嶺恵一知事は、平成十三年度の沖縄振興の在り方や基地問題の主要施策について、次のとおり説明しています。

一、沖縄振興新法及び沖縄振興新計画に向けた基本的な考え方(案)は、沖縄振興新法及び沖縄振興新計画に向けての県素案の骨子となるものであり、特例措置を設ける必要性がある。併せて、米軍の使用に起因するPCB等汚染物質や不発弾の調査及び撤去、固有財産の無償譲渡等の措置を講ずる必要がある。

なお、この「新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方(案)」については、今後、沖縄振興開発審議会における調査審議を経るとともに、県議会や市町村等の意見を踏まえ、政府に提案する予定になっています。一方、土地連としては、五月からスタートを予定している「沖縄振興新法対策特別委員会」は、会長の諮問に応じて、沖縄振興新法検討課題への基本方針並びに返還跡地の利用促進及び再編化政策に関する重要事項について調査審議することを中心とする。委員の構成は十人以上以内とし、内訳は会長及び市町村代表者各一人、有識者四人以内となつています。

また、移設先及び周辺地域の振興についで、国や地元自治体と連携を図りながら返還に向け努力していきたいと考えております。

米軍基地から派生する事件・事故や環境問題等については、県民の生命と生活を守り、県民福祉の向上を図る観点から、三者連絡協議会や「米軍・軍属等」のための協力ワキング・チーム」における協議等を通じてその再発防止に努めるとともに、日米両国政府に求められている日米地位協定の見直しの実現に努めてまいります。

米軍航空機の騒音問題に關し、地域住民から要請のあるいわゆる「公平補償」については、「引き続き」については、引き続き国に対して適切な措置を講ずるよう働きかけ、その実現に努めてまいります。

那覇港湾施設の返還に際しては、関係自治体と連携しながら那覇港の「ハブ機能」を有する国際空港(通称「ハブ」)の整備に向けて、総合的に検討することとします。

駐留軍用地返還跡地の利用を円滑に推進するため、大規模な駐留軍用地跡地の利用の促進や給付金支給にかかわる特例措置等について新たな法整備による制度の確率や調整期間の設置に向けて取り組んでまいります。

「抜すい掲載」

# 人材育成に100万円

## 沖縄県国際交流・人材育成財団に寄付

**さらに貢献を**  
**50周年記念に向け**  
**基金設定を検討**

平成十三年三月二十六日午後、屋良会長ら土地連三役は那覇市古武蔵在の沖縄県国際交流・人材育成財団(会長・稲嶺恵一)を訪ね、国際性が有為な人材の育成に役立てて欲しいと、して百万円を寄附しました。

贈呈式は理事長室で安室肇理事長、比嘉康夫事務局長等を前にして行われました。II写真、安室理事長は「沖縄県用地等地主連合会会長の皆さんのご理解とご厚意に感謝します。いただいた寄附金は、当財団の設立目的に沿って、多用な人材を育成するために有効に

活用させていただかれます」と御礼と感謝の言葉がありました。

沖縄県国際交流・人材育成財団は、沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由によって修学困難な者に対し、学費を貸与又は給付し、併せて留学助成、研究助成、その他必要な事業を行うとともに海外からの留学生等の受け入れその他国際交流・協力に関する事業を行うことも、本県の教育文化及び産業の発展に資する人材の国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力の拠点の形成を図ることを目的としています。

土地連ではさらに人材育成に貢献するため、創立五十周年記念事業検討委員会において創立五十周年記念事業の一環として位置付けた、沖縄県国際交流・人材育成財団の基金(篤志奨学金)の設定に向け検討することになっています。



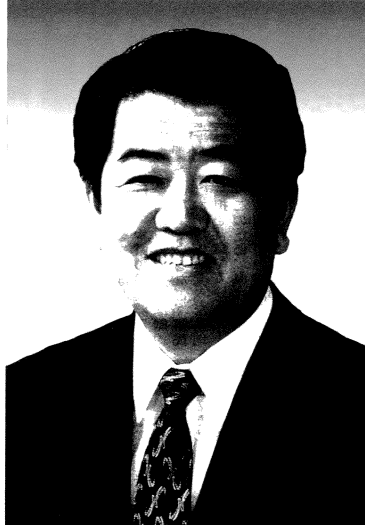
十周年記念事業検討委員会において創立五十周年記念事業の一環として位置付けた、沖縄県国際交流・人材育成財団の基金(篤志奨学金)の設定に向け検討することになっています。

三月二十五日から十一日開甲子園球場で行われる第七十三回選抜高校野球大会(「21世紀杯」)で初出場することになりました。野座高ナインに対し、土地連から十万円が贈られました。

寄附金は、三月二十一日開催された理事会の席上で交わりました。

**変わりつつあります**  
**参議院議員選挙**

公職選挙法の一部改正等により、参議院の比例代表選挙を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数削減を行う参議院選挙制度改正が平成十三年銀行



# 参議院議員選挙 選挙区

# ニシメ順志郎を推薦

三月九日開かれた沖縄県軍用地等地主連合会理事会は、第十九回参議院通常選挙の沖縄選挙区に立候補を表明している自由民主党、沖縄県支部連合会副会長、ニシメ順志郎氏(五二)の推薦を決定しました。ニシメ順志郎氏は、三月十四日に政策協定書を締結し、屋良政信会長ら推薦状が交付されました。これで土地連としては、山積する政治課題を解消するに、独自の性を発揮した選挙戦を目指すことになりました。組織一丸となった臨戦体制が求められています。

政治課題には、平成十四年六月に失効する「軍転特措法」の見直し問題から、平成十四年度に期限が切れる沖縄振興開発特別措置法の後継法となること、後継法として「沖縄振興新法」への対応があります。特に沖縄振興新法の検討課題には、米軍基地の大規模返還跡地の利用促進及び円滑化」等が盛り込まれていることが最大の関心事となっています。

ニシメ順志郎氏は、基本政策のなかで、基地問題の解決に全力で取り組むことを掲げています。具体的には、①普天飛行場の早期移設及び跡地の利用の推進、②SACの合意事業の着実な実現、③日米地位協定の見直し、1等となっています。

なお、土地連との政策協定書は、「軍転特措法」の改正について、二、駐留軍用地跡地の円滑な推進に関する措置について、三、軍用地貸付料の増額に関する措置について等から構成されています。

## 独自の臨戦体制を構築

治罪問題を解決するために、参議院にも政権与党に所属する政治家を必要としています。土地連では、山積する政治課題を解決するために、参議院にも政権与党に所属する政治家を必要としています。土地連では、山積する政治課題を解決するために、参議院にも政権与党に所属する政治家を必要としています。

**宜野座高校**  
**ナインに10万円**

浦崎理事に託す

三月二十五日から十一日開甲子園球場で行われる第七十三回選抜高校野球大会(「21世紀杯」)で初出場することになりました。野座高ナインに対し、土地連から十万円が贈られました。

寄附金は、三月二十一日開催された理事会の席上で交わりました。

いままでは、**政党名**を書いて投票しました。  
 これからは、**候補者名を政党名**を書いて投票します。

二、非拘束名簿式比例代表制の導入

(一)有権者は、政党その他の政治団体(以下「政党」と略す。)が届け出た候補者の氏名又は政党等の名称、略称のいずれかを記載し、候補者名簿に当選人となるべき順位は付されず、総得票数に各政党等にその得票数に応じて与えられた最も多い候補者から順に決まります。

(二)候補者名簿を届け出た政党等のほか、候補者が選挙運動を行うことができます。

**今年参議院選比例代表選挙から「非拘束名簿式」が適用されます。**

「非拘束名簿式」は、各政党の候補者名簿を提出し、各政党の総得票数に応じて議席を割り振ります。各政党の候補者名簿に記載された候補者の中から、最も得票数が多い候補者を各議席に当選させます。

**告示**  
 各政党が候補者名簿を届出。(当選順位は付されていません)

**投票**  
 候補者名でも、政党名でも投票できます。

**開票**  
 各政党の総得票数に応じて議席を比例配分します。

**結果**  
 得票数の多い候補者から順に当選人を決めます。

○党 400万票  
 ○山○本 120万票  
 ○田○江 100万票  
 ○本○部 80万票  
 ○川○子 60万票  
 政党名の投票 40万票

△△党 300万票  
 △山△代 90万票  
 △木△子 70万票  
 △木△子 50万票  
 △木△子 30万票  
 △中△治 20万票  
 政党名の投票 20万票